# 令和7年9月市議会 環境経済委員会資料

第138号議案グラバー園条例の一部を改正する条例

第139号議案 長崎市索道施設条例の一部を改正する条例

第141号議案 長崎市亀山社中記念館条例の一部を改正する条例

第142号議案 長崎市博物館条例の一部を改正する条例

第144号議案 長崎市ド・口神父記念館条例の一部を改正する条例

第145号議案 出島条例の一部を改正する条例

第146号議案 長崎市旧居留地建造物条例の一部を改正する条例(参考)

第147号議案 長崎市中の茶屋条例の一部を改正する条例

文化観光部令和7年9月

# 令和7年9月市議会 環境経済委員会資料

第148号議案 長崎市心田庵条例の一部を改正する条例

第149号議案 長崎市歴史民俗資料館条例の一部を改正する条例

第150号議案 長崎市伊王島灯台記念館条例の一部を改正する条例

第151号議案 長崎市高島石炭資料館条例の一部を改正する条例

第152号議案 長崎市端島見学施設条例の一部を改正する条例

第153号議案 長崎市軍艦島資料館条例の一部を改正する条例

文化観光部令和7年9月

# 令和7年9月市議会 環境経済委員会資料

目次												ページ
【参考4】	条例施行規則で規定するもの・	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	$4 \sim 30$

文化観光部令和7年9月

附属設備使用料等、模写等使用料等及び減免については、条例に基づき、規則に規定する。

(1) 附属設備の利用に係る基準額の改定

## アグラバー園

区分	現行	改正案 (1時間につき)
移動用スクリーン	-	270円
移動用ワイヤレスアンプ	-	1,370円
電子ピアノ	-	1,310円
テント	-	360円
演台	-	200円
椅子(1脚)	-	30円
机 (1脚)	-	50円
コンセント(1口)	-	30円
冷暖房設備(1台)	-	210円

## イ 旧香港上海銀行長崎支店記念館

区分	現 行 (1回につき)	改正案 (1時間につき)		
コンセント	209円	廃止 (使用料に包含)		
アンプ (マイクを含む)	2,158円	廃止		
グランドピアノ	3,142円	5,000円		
冷暖房設備	597円	廃止 (使用料に包含)		

## ウ 出島

区分	現行	改正案 (1時間につき)
タブレット端末	(1時間につき)550円	廃止
電子ピアノ	(1台)330円	650円
プロジェクター	(1台)330円	330円

## (2) 附属設備使用料の改定

## ア 中の茶屋

区分	現 行 (1時間につき)	改正案 (1時間につき)		
冷暖房設備(和室)	31円	廃止 (使用料に包含)		
冷暖房設備(茶室)	31円	廃止 (使用料に包含)		

## イ 心田庵

区分	現行	改正案 (1時間につき)
茶道具	(一式)1,361円	350円
冷暖房設備	(1時間あたり)52円	廃止 (使用料に包含)

## ウ 南山手地区町並み保存センター

区分	現 行 (1時間につき)	改正案 (1時間につき)	
冷暖房設備(会議室)	52円	廃止 (使用料に包含)	
冷暖房設備(研修室)	52円	廃止 (使用料に包含)	

# (2) 附属設備使用料の改定

# エ 東山手地区町並み保存センター

区分	現 行 (1時間につき)	改正案 (1時間につき)
冷暖房設備(会議室)	52円	廃止 (使用料に包含)

# (3) 模写等使用料の改定

## アー施設一覧

カテゴリー	施設名	所管課		
	ド・□神父記念館			
	南山手地区町並み保存センター			
	東山手地区町並み保存センター			
	南山手レストハウス			
文化財	旧居留地私学歴史資料館	文化財課		
X10M3	旧長崎英国領事館			
	中の茶屋			
	心田庵			
	伊王島灯台記念館			
	出島	出島復元整備室		
観光施設	観光施設			
	シーボルト記念館			
	サント・ドミンゴ教会跡資料館			
博物館等	長崎(小島)養生所跡資料館	文化財課		
時物始寺	歴史民俗資料館	<b>文</b> 10.約1袜		
	外海歴史民俗資料館			
	高島石炭資料館			

# イ 模写等使用料

区分		<b>現</b> (1日1	? 行 .点につき)		対正案 . 点につき)
		学術研究の場合	学術研究以外の場合	学術研究の場合	学術研究以外の場合
模写、模造又	ては複製	2,158円	2,158円	2,800円	2,800円
	写真	209円	2,158円	410円	2,800円
撮影	マイクロフィルム	209円	2,158円	410円	2,800円
	映画又はテレビ	314円	3,237円	470円	4,200円
原版使用		104円	1,079円	200円	1,510円

# (4) 使用料等(入館)減免

## ア施設一覧

カテゴリー	施設名	所管課	
	グラバー園	観光政策課	
	旧香港上海銀行長崎支店記念館	銀兀以來議 	
	中の茶屋		
文化財	ド・□神父記念館	÷√V₽≠≣⊞	
	心田庵	文化財課	
	旧長崎英国領事館		
	出島	出島復元整備室	
	長崎ロープウェイ		
	亀山社中記念館		
観光施設	端島見学施設	観光政策課	
	軍艦島資料館		
	池島炭鉱体験施設		
	外海歴史民俗資料館		
博物館等	野口彌太郎記念美術館	文化財課	
	シーボルト記念館		

現行	改正案	対象施設		
対 象	減免率	対 象	減免率	入分割火加电台
本市に住所を有する者で、身体障害 者手帳、精神障害者手帳及び療育手 帳を有する者並びにその介護者	100%	本市に在住する者で、身体障害者手帳、精神障害者手帳及び療育手帳を 有する者並びにその介護者	100%	(4)-ア 施設一覧のとおり
本市に住所を有する者以外の者で、 身体障害者手帳、精神障害者手帳及 び療育手帳を有する者並びにその介 護者	50%	本市に在住する者以外の者で、身体 障害者手帳、精神障害者手帳及び療 育手帳を有する者並びにその介護者	50%	(4)-ア 施設一覧のとおり
市内に所在する児童福祉法第7条第 1項に規定する児童福祉施設又は学校教育法第1条に規定する学校(大学及び高等専門学校を除く)の児童 又は生徒及びその引率者で次のいずれかに該当するもの ア 学習の目的を持って入場する者イ 土曜日に入場する者 ウ 夏季休業中に入場する者	100%	本市に所在する児童福祉法第7条に 規定する児童福祉施設又は学校教育 法第1条に規定する学校(大学及び 高等専門学校を除く)が、その目的 達成のために施設を利用するとき	100%	(4)-ア 施設一覧のとおり

現行	改正案		対象施設	
対 象	減免率	対 象	減免率	<b>大山高水川山市文</b>
本市に住所を有する者で、福祉事務 所長が発行した長崎市福祉事務所公 費負担診療依頼証を所持する者	100%	廃止	-	(4)-ア 施設一覧のとおり
本市に住所を有する者で、市長が発行した老人福祉カードを所持する者	100% ※長崎 ロープ ウェイ は50%	廃止	-	(4)-ア 施設一覧のとおり
本市に住所を有する者で、健康増進 法第17条第1項に基づく健康増進事 業により交付された健康手帳を所持 する60歳以上の者	100% ※長崎 ロープ ウェイ は50%	廃止	-	(4)-ア 施設一覧のとおり

現行	現行			考え方	お会体≕	
対 象	減免率	対 象 減免率		ラスク ラスク	対象施設	
旅行業、宿泊施設、交 通機関に従事し、入場 者の案内、事前の下見、 研修を目的に入場する 者	100%	旅行業、宿泊施設、交 通機関に従事し、入場 者の案内、事前の下見、 研修を目的に入場する 者	100%	施設の利用促進・観光 客の誘致促進が図られ る。また、参考とした 他都市においても類似 の減免措置が講じられ ている。	(4)-ア 施設一覧のとおり	
教育旅行の下見を行う学校関係者	100%	教育旅行の下見を行う学校関係者	100%	施設の利用促進・観光 客の誘致促進が図られ る。また、参考とした 他都市においても類似 の減免措置が講じられ ている。	(4)-ア 施設一覧のとおり	
当該施設の報道のため 入場する者	100%	当該施設の報道のため 入場する者	100%	施設の効果的な情報発信が図られる。また、参考とした他都市においても類似の減免措置が講じられている。	(4)-ア 施設一覧のとおり	

現行		改正案		考え方	対象施設
対 象	減免率	対 象	減免率	ちん刀	<b>义</b> 划家,他高文
来館者の増加につながる雑誌、テレビ番組、映画、書籍、その他映像コンテンツの取材・制作のため入場する者	100%	来館者の増加につながる雑誌、テレビ番組、映画、書籍、その他映像コンテンツの取材・制作のため入場する者	100%	施設の効果的な情報発信が図られる。 また、参考とした他都市においても類似の減免措置が講じられている。	(4)-ア 施設一覧のとおり
調査研究機関、教育機関、美術館、博物館及び資料館等のスタッフで、調査・研究を目的に入場する者	100%	調査研究機関、教育機 関、美術館、博物館及 び資料館等のスタッフ 100% で、調査・研究を目的 に入場する者		歴史文化遺産等を適切 に保存・継承がなされ る。また、参考とした 他都市においても類似 の減免措置が講じられ ている。	(4)-ア 施設一覧のとおり
長崎検定合格者	100%	長崎検定3級以上の合格 者で、観光客の案内で 利用すると確認できる 場合	100%	長崎商工会議所では、 本検定を通じた郷土愛 の醸成、案内による地 域振興及び観光振興を 目的としている。 本市における総合計画 や観光MICE戦略とお育 致し、ガイドの人材足 致しよる利用者満足増 加が図られる。	(4)-ア 施設一覧のうち、 端島見学施設及び池島 炭鉱体験施設を除く

現行	現 行 改正案		考え方	対象施設		
対 象	減免率	対 象	減免率	ちんり	<b>义</b> 划多心地 記文	
さるくガイド及びボラ ンティアガイド	100%	さるくガイド及びボラ ンティアガイドで、観 光客の案内で利用する と確認できる場合	100%	ガイドの人材育成強化 による利用者満足度向 上及びリピーター増加 が図られる。 また、参考とした他都 市においても類似の減 免措置が講じられてい る。	(4)-ア 施設一覧のうち、端島見学施設及び池島炭鉱体験施設を除く	
長崎市観光大使及び同 伴の家族	100%	長崎市観光大使	100%	観光大使については、 長光大使については、 長光 大便については を 発売の 本 で 関 光 大 で を で を で で で が で だ で が で だ で が で だ で が で だ で が で が	(4)-ア 施設一覧のとおり	

現行		改正案		考え方	<b>社会体</b> =₽
対 象	減免率	対 象 減免率		ちん刀	対象施設
住民基本台帳法第5条の規定により本市の住民基本台帳に記録されているものであって、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カードを所持し、同法別表第1の4の表の留学の在留資格をもって在留する者	100%	次の高等教育機関(大学、短期大学、日本語学校及び専門学校等)に在学する留学生(在留資格が「留学」の者)・長崎米合科学大学	100%	留学生に長崎の歴史や 文化について学ぶ機会 で長崎市の多様な魅力 に触れる機会を提供する を学中、留学中、留学期間終了後も が留学期間終了後も	(4)-ア 施設一覧のとおり
住民基本台帳法第5条 の規定により県内の市 又は町の住民基本台の に記録されているもの であって、出入国管理 及び難民認定法第19条 の3に規定する在留 カードを所持し、同法 別表第1の4の表の留 学の在留資格をもって 在留する者	100%	・活水女子大学 ・長崎純心大学 ・長崎女子短期大学 ・長崎外国語大学 ・長崎県立大学シーボ ルト校 ・長崎市に所在する日 本語学校、専門学校等	100%	係人口として、長崎の 魅力を広く国内外、 信することを通じや 市の国際化の推進の かが 入効果も期待される か。	(4)-ア 施設一覧のとおり

現行		改正案		考え方	対象施設	
対 象	減免率	対 象	減免率	ちんり	ンコタベルビロス	
高知市立龍馬の生まれ たまち記念館の観覧券 の半券を窓口に提示し た者	一係人館 5 相る 1 名 1 名 1 名 1 名 1 名 1 名 1 名 1 名 1 名 1	高知市立龍馬の生まれ たまち記念館の観覧券 の半券を窓口に提示し た者	一係人館5相るに個入のにす	姉妹友好館等における 相互連携強化等の観点 から協力する必要があ るため。	亀山社中記念館	
高知県立坂本龍馬記念 館の入館券の半券を窓 口に提示した者	一般に 係るの 2 割 目 割 る 額	高知県立坂本龍馬記念 館の入館券の半券を窓 口に提示した者	一係るの の の 料 割 当 当 る 額	なお、姉妹友好館等に おいても、亀山社中記 念館の半券を提示する ことで割引が行われて いる。	亀山社中記念館	
外海歴史民俗資料館又 はド・口神父記念館の いずれかが展示工事等 館内整備のため臨時休 館を行う期間の入館者	50%	外海歴史民俗資料館又 はド・口神父記念館の いずれかが展示工事等 館内整備のため臨時休 館を行う期間の入館者	50%	外海歴史民俗資料館と ド・ロ神父記念館が共 通入館券のため、いず れかが臨時休館をする 場合は入館料を半額に する。	外海歴史民俗資料館及 びド・□神父記念館	

現行	現 行		改正案		対象施設
対 象	減免率	対 象 減免率		考え方	为引制代别也已文
施設内において活動を 行っている公益的団体 がその目的達成のため に入場する場合	100%	旧居留地内において活動を行っている長崎居留地歴史まちづくり協議会が、施設の目的に沿った公益性が認められる活動のため入場する場合	100%	歴史文化に対する市民 意識の向上、施設の情 報発信に寄与する。	グラバー園、旧香港上 海銀行長崎支店記念館、 旧長崎英国領事館
出島内において活動を 行っている公益的団体 がその目的達成のため に入場する場合	100%	長崎出島ロータリーク ラブが、施設の設置目 的に沿った公益性が認 められる活動のため入 場する場合	100%	施設維持管理経費が軽減されるだけでなく、施設美化により観光客の満足度向上及び観光資源としての価値向上でつながる。また、歴史文化に対する市民意識の向上、施設の情報発信に寄与する。	出島

現行	現行		改正案		対象施設
対 象	減免率	対 象	減免率	考え方	为分别代别也改
市長の承認を得て指定 管理者が発行した割引 券を提示し、又は提出 したとき	割引券 に記載 した割 引率	市長の承認を得て指定 管理者が発行した割引 券を提示し、又は提出 したとき	割引券 に記載 した割 引率	指定管理者の自立的な 経営努力を発揮しやす くし、サービス向上等 による利用者等増加が 期待される。	グラバー園、旧香港上 海銀行長崎支店記念館、 出島、長崎ロープウェ イ、池島炭鉱体験施設、 軍艦島資料館
市長が発行した割引券 を提示し、又は提出し たとき	割引券 に記載 した割 引率	市長が発行した割引券 を提示し、又は提出し たとき	100% 又は 50%	サービス向上等による 利用者等増加が期待さ れる。	中の茶屋、ド・ロ神 記念館、心田庵、旧社 時英国領事館、亀山社 中記念館、端島見学 中記念館、野中民俗資料 館、野口彌太郎記念 館、シーボルト記念 館

## (ウ) その他市長が特に必要と認めるとき

現行		改正案	対象施設	
対 象	減免率	対 象	減免率	入了多大小巴市文
その他市長が特別の理由があると認める者	市長が別に定める額	市長が特に必要と認めるとき	100% 又は 50%	(4)-ア 施設一覧のとおり

# (5) 使用料等(貸館)減免について

## ア施設一覧

カテゴリー	施設名	所管課	
	グラバー園	観光政策課	
	旧香港上海銀行長崎支店記念館		
文化財	中の茶屋		
又169	心田庵		
	東山手地区町並み保存センター 文化財課		
	南山手地区町並み保存センター		

## イ 減免一覧

現 行		改正案	対象施設	
対 象	減免率 対象		減免率	入了多人们也可以
本市又は本市教育委員会が主催する事業又は共催する事業	100%	本市及び本市の機関が 自ら使用する場合及び 市が主催又は共催する 事業で施設を利用する とき	100%	(5)-ア 施設一覧のとおり

## (イ) 方針に基づく施策推進適用分

現行	現行		改正案		対象施設
対 象	減免率	対 象	減免率	考え方	为引制代制电台文
旧居留地内において活動を行っている公益的団体が目的達成のために利用する場合	100%	旧居留地内において活動を行っている長崎居留地まちづくり協議会、東山手地区町並み保存会、南山手地区町並み保存会が施設の目的に沿った公益性が認められる活動のため利用する場合	100%	歴史文化に対する市民 意識の向上、施設の情 報発信に寄与する。	グラバー園、旧香港上海 銀行長崎支店記念館、東 山手地区並み保存セン ター、南山手地区町並み 保存センター

## (ウ) その他市長が特に必要と認めるとき

現行		改正案		考え方	対象施設	
対 象	減免率	対 象	減免率	ちん刀	<b>≯リ≫火</b> //世記文	
-	-	市長が特に必要と認めるとき	100% 又は 50%	方針に基づく減免	(5)-ア 施設一覧のとおり	

# (6) 附属設備使用(利用)料減免について

#### ア施設一覧

カテゴリー	施設名	所管課	
	グラバー園	観光政策課	
文化財	旧香港上海銀行長崎支店記念館		
	心田庵	文化財課	
	出島	出島復元整備室	

## イ 減免一覧

現 行		改正案	対象施設	
対 象 減免率		対 象	減免率	为引制化的国际
本市又は本市教育委員会が主催する事業	100%	本市及び本市の機関が 自ら使用する場合及び 市が主催又は共催する 事業で施設を利用する とき	100%	(6)-ア 施設一覧のとおり

現 行		改正案		÷+€s+c=n
対 象	対 象 減免率		減免率	対象施設
本市に住所を有する者 で、身体障害者手帳、 精神障害者手帳及び療 育手帳を有する者並び にその介護者が利用す るとき	100%	本市に在住する者で、 身体障害者手帳、精神 障害者手帳及び療育手 帳を有する者並びにそ の介護者が利用すると き	100%	出島
本市に住所を有する者 以外の者で、身体障害 者手帳、精神障害者手 帳及び療育手帳を有す る者並びにその介護者 が利用するとき	50%	本市に在住する者以外 の者で、身体障害者手 帳、精神障害者手帳及 び療育手帳を有する者 並びにその介護者が利 用するとき	50%	出島
本市に所在する児童福 祉施設又は学校が、学 習の目的のために利用 するとき	100%	本市に所在する児童福 祉法第7条に規定する 児童福祉施設又は学校 教育法第1条に規定す る学校(大学及び高等 専門学校を除く)が、 その目的達成のために 施設を利用するとき	100%	出島

現 行		改正案		
対 象	減免率	対 象	減免率	対象施設
本市に住所を有する者 で福祉事務所長が発行 した長崎市福祉事務所 公費負担診療依頼証を 所持する者が利用する とき	100%	廃止	-	出島
本市に住所を有する者 で、市長が発行した老 人福祉カードを所持す る者が利用するとき	100%	廃止	-	出島
本市に住所を有する者で、健康増進法第17条第1項に基づく健康増進事業により交付された健康手帳を所持する60歳以上の者が利用するとき	100%	廃止	-	出島

現行		改正案		考え方	対象施設	
対 象	減免率	対 象 減免率		ちん刀	メリ国代が出記文	
旧居留地内において活動を行っている公益的団体が目的達成のため に利用する場合	100%	旧居留地内において活動を行っている長崎居留地歴史まちづくり協議会が、施設の目的に沿った公益性が認められる活動のため利用する場合	100%	歴史文化に対する市民 意識の向上、施設の情 報発信に寄与する。	グラバー園、旧香 港上海銀行長崎支 店記念館	
本市に住所を有する者で、出島内において活動を行っている公益的団体がその目的達成のために入場する場合に利用するとき	100%	廃止	-	公益的団体が、出島内 において、施設の目的 に沿った公益性が認め られる活動を行う場合 に附属設備を利用する 想定がないため廃止	出島	

現行		改正案		考え方	対象施設
対 象	減免率	対 象	減免率	ちん刀	入り多代の他市文
住民基本台帳法第5条の規定により本市の住民基本台帳に記録されているものであって、出入国管理及び難民認定法第19条の3に規定する在留カードを所持し、同法別表第1の4の表の留学の在留資格をもって在留する者	100%	次の高等教育機関(大学、短期大学、日本語学校及び専門学校等)に在学する留学生(在留資格が「留学」の者)・長崎総合科学大学	100%	留学生に長崎の歴史や 文化についる様会を提供する機会を提供する機会を提供する機会を提供する に触れる機会を提供する で、で、留学の が留学期間終了後も関	出島
住民基本台帳法第5条 の規定により県内の市 又は町の住民基本台で記録されているもの で記録されている10 であって、出入国管理 及び難民認定法第19条 の3に規定する在留 カードを所持し、同法 別表第1の4の表の留 学の在留資格をもって 在留する者	100%	・活水女子大学 ・長崎純心大学 ・長崎女子短期大学 ・長崎外国語大学 ・長崎県立大学シーボ ルト校 ・長崎市に所在する日 本語学校、専門学校等	100%	係人口として、長崎の 魅力を広く国内外、本 信することを通じ、本 市の国際化の推進やイ ンバウンドなどへの 及効果も期待されるた め。	出島

## イ 減免一覧

## (ウ) その他市長が特に必要と認めるとき

現行		改正案	対象施設	
対 象	対 象 減免率 対 象		減免率	入了多个儿吧点文
その他市長が特別の理由があると認 めるとき	市長が 定める 額	市長が特に必要と認めるとき	100% 又は 50%	(6)-ア 施設一覧のとおり

# (7) 模写等使用(利用)料減免について

## アー施設一覧

カテゴリー	施設名	所管課		
	旧香港上海銀行長崎支店記念館	観光政策課		
	中の茶屋			
	ド・□神父記念館			
	心田庵			
サル中	東山手地区町並み保存センター	, ナルロ+=m		
文化財	旧長崎英国領事館	文化財課		
	南山手地区町並み保存センター			
	南山手レストハウス			
	伊王島灯台記念館			
	出島	出島復元整備室		
観光施設	亀山社中記念館	観光政策課		
	外海歴史民俗資料館			
	野口彌太郎記念美術館			
博物館等	シーボルト記念館			
	サント・ドミンゴ教会跡資料館	文化財課		
	長崎(小島)養生所跡資料館			
	歴史民俗資料館			
	高島石炭資料館			

## (ア) 方針に基づく施策推進適用分

現行	改正案		考え方	対象施設		
対 象	減免率	対 象 減免率		ちん刀	<b>刈</b> 家心設	
施設の美術作品及び資料の模写等の目的が本市の文化活動又は他の公共団体の支援活動に該当すると認められるもの	100%	施設の美術作品及び資料の模写等の目的が本市の文化活動又は他の公共団体の支援活動に該当すると認められるもの	100%	公共的な取組として、 施設の情報発信または 研究に資するため。	(7)-ア 施設一覧のとおり	
施設内において活動を 行っている公益的団体 の目的達成のための活 動であると認められる もの	100%	廃止	-	-	出島、亀山社中記念館、 旧居留地建造物条例に規 定する施設	

## (イ) その他市長が特に必要と認めるとき

現行		改正案	対象施設	
対 象	減免率	対 象	減免率	入了多代儿巴古文
-	-	市長が特に必要と認めるとき	100% 又は 50%	(7)-ア 施設一覧のとおり